保有する法人文書の開示実施方法及び開示手数料に関する規程

規程第28号 平成29年5月31日 最終改正 平成30年1月9日規程第49号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)第15条及び第17条の規定に基づき、外国人技能実習機構(以下「機構」という。)における法人文書の開示の実施の方法、開示請求にかかる手数料を定めることを目的とする。

(文書又は図画の開示の方法)

第2条 文書又は図画は、閲覧又は写しの交付により開示することとする。ただし、法第15条第1項のただし書の規定が適用される場合にあっては、当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものを閲覧させることとする。

(文書又は図画の写しの交付の方法)

- 第3条 文書又は図画の法第15条第1項の規定による開示の実施の方法は、 次に定める方法(第3号に掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に 支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構が保有する処理装置及びプログラム (電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組 み合わされたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実 施することができる場合に限る。)とする。
 - (1) 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写した ものの交付(次号に掲げる方法に該当するものを除く)。
 - (2) 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラーで 複写したものの交付
 - (3) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条第4号において同じ。)に複写したものの交付

(電磁的記録の開示の実施の方法)

- 第4条 電磁的記録について、法第15条第1項に基づき機構が定める方法 は、それぞれ次の各号に定める方法とする。
 - (1) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - (2) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(次 号に掲げる方法に該当するものを除く。)
 - (3) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの 交付
 - (4) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(手数料)

- 第5条 法人文書の開示に係る手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分 に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)の額は、開示請求に係る法人文書1件につき300円とする。
 - (2) 開示の実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)の額は、開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下「基本額」という。)とする。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を 一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、 当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書 である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適 用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示 の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次 加えた額を基本額とみなす。
- (1) 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じく

することが適当であるものに限る。) の集合物をいう。) にまとめられた 複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

(手数料の納付)

- 第6条 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号のいずれかに掲げる 方法により納付しなければならない。
 - (1) 現金
 - (2) 現金書留
 - (3) 定額小為替証書
 - (4)銀行振込
- 2 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料の他、送付に要する費用を 納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において 当該送付料は、郵便切手又は現金で納付しなければならない。

(手数料の減免)

- 第7条 機構は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、法第17条第3項に基づき開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、 法第15条第3項又は第5項の規定に基づき開示の実施方法等の申し出を行 う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した第8条 で定める申請書を機構に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律144号)第1 1条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面を、その他の 事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければ ならない。
- 4 第1項の規定によるもののほか、機構は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

(手続様式)

第8条 法の規定に基づき開示請求及び開示請求の取り下げをしようとする 者、開示の請求の実施方法を申し出ようとする者、法人文書の更なる開示を 申し出ようとする者、開示実施手数料の減額又は免除を申請しようとする者は、次の表の左欄の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる様式を利用し、提出することができる。

請求又は申し出ようとする者の区分	利用できる様
	式
法第4条第1項の規定により法人文書の開示を請求しよう	様式-情1
とする者	
法第4条第1項の規定による法人文書の開示の請求を取り	様式-情2
下げようとする者	
法第15条第3項の規定により開示の実施方法を申し出よ	様式-情3
うとする者	
法第15条第5項の規定により更なる開示を申し出ようと	様式-情4
する者	
開示実施手数料の減額又は免除を申請しようとする者	様式-情5

附則

この規程は、平成29年5月31日から施行する。

附 則 (規程第49号)

この規程の改正は、平成30年1月9日から施行する。

別表

別表		man and the sales and
法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画	イ閲覧	100 枚までごとにつき 100 円
	ロ 複写機により用紙に複写	用紙1枚につき 10円
l	したものの交付	
l	ハ 複写機により用紙にカラ	用紙1枚につき20円
l	ーで複写したものの交付	
1	ニ スキャナにより読み取っ	1枚につき 100 円に当該文書又は図
l	てできた電磁的記録を光デ	画1枚ごとに10円を加えた額
l	ィスク(日本工業規格 X0606	
1	及び X6281 に適合する直径	
1	120 ミリメートルの光ディ	
1	スクの再生装置で再生する	
1	ことが可能なものに限る。)	
1	に複写したものの交付	
1	ホ スキャナにより読み取っ	1枚につき 120 円に当該文書又は図
1	てできた電磁的記録を光デ	画1枚ごとに10円を加えた額
l	ィスク(日本工業規格 X6241	
l	に適合する直径 120 ミリメ	
l	ートルの光ディスクの再生	
1	装置で再生することが可能	
1	なものに限る。)に複写した	
1	ものの交付	
2 電磁的記録	イ 用紙に出力したものの閲	用紙 100 枚までごとにつき 200 円
1	覧	
1	ロ 用紙に出力したものの交	用紙 1 枚につき 10 円
1	付	
1	ハ 用紙にカラーで出力した	用紙 1 枚につき 20 円
l	ものの交付	
1	ニ 1の二に該当する光ディ	1枚につき 100 円に1ファイルごと
1	スクに複写したものの交付	に 210 円を加えた額
1	ホ 1のホに該当する光ディ	1枚につき 120 円に1ファイルごと
1	スクに複写したものの交付	に 210 円を加えた額
	・ 2の項ロ芸」くけれの場合に	こおいて 両面印刷の用紙を用いるとき

備考 1の項ロ又はハ、2の項ロ若しくはハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

法人文書開示請求書

平成 年 月 日

			十八	+	Л
卜国人技能実習機構理事	長殿				
	(ふりがな)				
		(法人その他の団体にあっ ⁻	てけるの名称:	及び代表者	カ氏名)
	风石入18石标。	(法人での他の団体にあり		及び代表有り	//八石 /
	住所又は居所:	(法人その他の団体にあっ ⁻	ては主たる事績	務所の所在は	也)
	₸				
			TEL	()	
	連絡先:(連絡先	が上記の本人以外の場合は、通	連絡担当者の住	所・氏名・	電話番号
立行政法人等の保有す	る情報の公開に関	関する法律第4条第1項	の規定に基	づき、下	記のと
人文書の開示を請求し	、 ます。				
		記			
請求する法人文書の名					
(請求する法人文書が特 してください。)	定できるよう、法人	文書の名称、請求する文書の	内容等をでき	るだけ具体	的に記
000000					
求める開示の実施の方	ī法等 (本欄の記	載は任意です。)			
ア又はイに〇印を付して	ください。アを選択	沢された場合は、その具体	的な方法等	を記載して	こくださ
ア 事務所における開	示の実施を希望する	5 。			
<実施の方法>	① 閲覧 ②写 l	<u> の交付 ③ その他(</u>)
<実施の希望日>					
イ 写しの送付を希望	する。				<u></u>
				(付印)	
開示請求手数料	払込方法(どれか	ヘーつを選択してくださレ	(1)		
(1件300円)	□現金				
(1 1 300 🗖)	□現金書留				
	口定額小為替訂	T 2			
		[音			
	口銀行振込				
			•		
※この欄は記入し	ないでください				
主管部門等					

 主管部門等

 備 考

「法人文書開示請求書」(裏面)

<記載に当たっての注意事項>

1 「氏名又は名称」、「住所又は居所」

個人で開示請求をする場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体の場合に あっては、その名称と代表者の氏名及び所在地を記載してください。なお、氏名にはふりがな の記載をお願いします。

ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うことになりますので、正確に 記入願います。

連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

2 「連絡先」

連絡等を行う場合に、「氏名又は名称」欄に記載された本人と異なる方に行う必要があると きは、連絡担当者の氏名、住所及び電話番号を記載してください。なお、氏名にはふりがなの 記載をお願いします。

3 「請求する法人文書の名称等」

開示を請求する法人文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等をできる限り 具体的に記載してください。

4 「求める開示の実施の方法等」

請求される法人文書について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における 開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「法人文書の開示の 実施方法等申出書」により申し出ることができます。

<開示請求手数料の納付について>

開示請求を行う場合には、1 件の法人文書について 300 円を納付していただくこととなっています。

開示請求手数料の納付方法は、現金書留、定額小為替証書、現金納付及び銀行振込の4通りあります。

開示請求取下げ書

外国人技能実習機構理事長 殿

(ふり	りがな)	
氏	名又は名称	
住	所又は所在地	
連約	· 各先	

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、平成 年 月 日付けにて下記のとおり行った開示請求については取下げを します。

記

○請求をした法人文書の名称等

法人文書の開示の実施方法等申出書

平成 年 月 日

(ふりがな)	

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 15 条第 3 項の規定に基づき、 下記のとおり申出をします。

記

1 法人文書開示決定通知書の番号等

外国人技能実習機構理事長 殿

*日 付:平成 年 月 日

*文書番号:番号

2 求める開示の実施の方法 下表から実施の方法を選択し、該当するものに〇印を付してください。

法人文書の名称	種類•量		実施の方法
		1閲覧	①全部 ②一部 ()
		2 複写した ものの交付	①全部 ②一部 ()
		3 その他 ()	①全部 ②一部()

3 開示の実施を希望する日

4	↓ 「写しの送付」の希望の有無	√ 有:同封する郵便切手の額		円	
		し無			,

開示実施手数料 払込方法(どれか一つを選択してください) 口現金 口現金書留 口定額小為替証書 口銀行振込	(受付印)
---	-------

*主管部門等

法人文書の更なる開示の申出書

平成 年 月 日

外	国人技能実習機構理事長	· 殿	
		^(ふりがな) 氏名又は名称	
		住 所 又 は 居 所	
		連絡先電話番号	
_	は立行政法人等の保有する 3のとおり申出をします。	情報の公開に関する法律第 15 条第 5 項の規定に基づき、	
		記	
1	更なる開示を求める法人	文書の名称	
2	開示決定通知書の日付及 平成 年 月 E		
3	最初に開示の実施を受け 平成 年 月 E		
	更なる開示の実施の方法 (事務所における開示の実施 (写しの送付を希望する場合)	を求める場合、その希望日)	
※法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。			
	所小关心于数杯 [込方法(どれか一つを選択してください) □現金 □現金書留	
	HI	□定額小為替証書 □銀行振込	

開示実施手数料の減額(免除)申請書

平成 年 月 日

外国人技能実習機構理事長 殿

(ふりがな) 氏名又は名称	
住所又は居所	
連絡先電話番号	

外国人技能実習機構が保有する法人文書の開示実施方法及び開示手数料に関する規程 に基づき、下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額(免除)を申請します。

記

1 開示決定のあった法人文書の名称等

(開示決定通知書の日付・番号:平成 年 月 日 番 号)

- 2 減額(免除)を求める額
- 3 減額(免除)を求める理由
 - ① 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項第__号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。
 - ② その他
 - (注) ①又は②のいずれかにO印を付してください。
 - ①に〇を付した場合は、号数の欄を記入し、当該扶助を受けていることを証明する書面 を添付してください。
 - ②に〇を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。